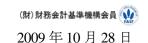


各位



会 社 名: 株式会社日立情報システムズ

(コード番号9741 東証第一部)

代表者名:執行役社長 原 巖

問合せ先: CSR本部

コーポレート・コミュニケーション部長

玉村 好治 (TEL 03-5435-5002)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日(2009年10月28日) 開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部の取得について、2009年12月25日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

なお、定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得に係る議案が、本臨時株主総会及び本種類株主総会において承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、2010年1月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所で取引することはできません。

記

- I. 当社定款の一部変更(定款一部変更の件A及びB)
- 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件A)

(1)変更の理由

当社の親会社である株式会社日立製作所(以下「日立」といいます。)は、2009年8月20日から同年10月8日まで当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、2009年10月16日の決済日をもって当社普通株式 19,889,383株を取得し当社普通株式 42,204,383株を保有するに至っており、その総株主の議決権の数に対する所有割合は97.65%となります(なお、上記所有割合は、本日現在の当社の発行済株式総数 43,221,355株から2009年9月30日現在で当社が保有する自己株式数 868株を控除した株式数 43,220,487株に係る議決権数を基準に算出しています。)。

日立は、本公開買付けに係る公開買付届出書や2009年7月28日付プレスリリース「当社子会社である日立情報システムズの株式に対する公開買付けの開始について」等において表明している通り、当社の発行済株式(自己株式を除きます。)のすべてを取得することによる当社の完全子会社化を企図しています(以下「完全子会社化」といいます。)。

また、当社としましても、2009年7月28日付当社プレスリリース「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしました通り、日立との間で両社の企業価値の向上を目的とした事業構造改革の諸施策について協議・検討を重ねた結果、両社がより一層の緊密な資本関係を構築して日立グループの情報通信システム事業の一体化を進めることが、両社における研究開発、ノウハウや技術力、人的資本、財務力等の経営資源の結集とそれらの有機的な結合・効率的かつ効果的な配分を促進し、当社の事業戦略の加速化及び日立グループが注力する社会イノベーション事業の拡大による当社の発展を可能にするものであると判断し、当社が日立の完全子会社となることは、両社の企業価値を中長期的に最大化するための有効な手段であるとの結論に至りました。

以上を踏まえ、当社では以下の方法により、日立による当社の完全子会社化手続を行うこととしました (以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。)。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設します。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、各株主様(当社自身を除きます。以下同じです。)から上記②の当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して、取得の対価として当社種類株式を交付します。この際、日立以外の各株主様に割り当てられる当社種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件Aは、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。すなわち、会社法第108条第1項第7号の規定により、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされているところ、当社をかかる種類株式発行会社とするために、当社定款に種類株式を発行する旨の定めを新設するものであり、具体的には、以下の内容のA種種類株式についての定めを設けることとしています。

なお、下記II.「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明します通り、上記③における全部取得条項付普通株式の取得の対価は当社のA種種類株式としています。そして、会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、上記の通り、日立以外の各株主様に対し取得の対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

各株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第234条の定めに従い、裁判所の許可を得てこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付します。かかる売却手続において、当社は、会社法第234条第4項の規定に基づき、当社A種種類株式の全部を当社が買い取ることを予定しています。この場合の当社A種種類株式の買取金額につきましては、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式の数に2,900円(日立による本公開買付けにおける買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しています。

以上により、定款一部変更の件Aは、本完全子会社化手続のうち上記①として、当社を種類株式発行会 社とするとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価とするためのA種種類 株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものです。

また、現行定款第7条におきまして、これまで当社は、100 株を1 単元として規定していたところ、同第7条は、当社普通株式の単元株式数を定めるものであるため、普通株式と定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式との区別を明確にするために所要の変更を行うものです(定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式は1 株を単元株式数とします。)。

(2)変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

なお、定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aが承認可決された時点から効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定款一部変更の件Aによる変更案	
第1条 ~第5条 (記載省略)	第1条~第5条(現行どおり)	
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,600 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,600 万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 95,999,900 株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は 数は100 株とする。	

(新 設)

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条~第16条(記載省略)

(新 設)

第 17 条~第 36 条 (記載省略)

附則

第1条~第4条(記載省略)

(A種種類株式)

第6条の2 当会社は、残余財産を分配するときは、 <u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金銭が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1,028,000 株当たりの残余財産分配額の 残余財産の分配を受ける。</u>

(単元株式数)

第7条 当会社の<u>普通株式の単元株式数は、100株</u> とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

第8条~第16条(現行どおり)

(種類株主総会)

第17条 第13条から第15条の規定は、種類株主 総会にこれを準用する。

第12条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。

第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項 の規定による種類株主総会の決議にこれを準用す る。

第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項 の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第18条~第37条(現行どおり)

附則

第1条~第4条(現行どおり)

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件(定款一部変更の件B)

(1)変更の理由

定款一部変更の件Aでご説明しています通り、当社は、当社が日立の完全子会社となることが両社の企業価値を中長期的に最大化するための有効な手段であるとの結論に至りました。

定款一部変更の件Bは、本完全子会社化手続のうち②として、定款一部変更の件Aによる変更後の定款を一部変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものです。定款一部変更の件Bが本臨時株主総会及び本種類株主総会において承認可決され、変更の効力が発生した場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

また、本完全子会社化手続の②の後、株主総会の決議によって当社は各株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本完全子会社化手続の③)、当該取得と引換えに当社が各株主様に交付する取得の対価は、定款一部変更の件Aにより設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき各株主様に割り当てるA種種類株式の数は、日立以外の各株主様に対して当社が割り当てるA種種類株

式の数が1株未満の端数となるように、1,028,000分の1株としています。

なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会 決議の他、種類株主総会決議も必要となるため、定款一部変更の件Bは、本臨時株主総会に加え、本種類 株主総会にも付議することとします。

(2)変更の内容

変更の内容は以下の通りですが、定款一部変更の件Aによる変更後の定款の規定を追加変更するものです。

なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、定款一部変更の件Aが承認可決されること、並びに本臨時株主総会及び本種類株主総会において定款一部変更の件Bの議案が承認可決されることを条件として、2010年2月1日にその効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	定款一部変更の件Bによる追加変更案
(新 設)	(全部取得条項)
	第6条の3 当会社が発行する普通株式は、当会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、
	当会社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1 株につきA種種類株式を1,028,000分の1株の割合を もって交付する。

3. 定款一部変更の件A及びBに関する日程の概略(予定)

上記定款一部変更の件A及びBに関する日程の概略(予定)は以下の通りです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日 2009年12月25日(金)

定款一部変更の件Aの効力発生日 2009 年 12 月 25 日 (金)

定款一部変更の件Bの効力発生日 2010年2月1日 (月)

Ⅱ.全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件Aでご説明しています通り、当社は、当社が日立の完全子会社となることが両社の企業価値を中長期的に最大化するための有効な手段であるとの結論に至りました。

全部取得条項付普通株式の取得の件(以下「全部取得の件」といいます。)は、本完全子会社化手続のうち③として、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の定款に基づき、当社が各株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定める通り、各株主様に対し取得の対価を交付するものです。

上記の取得の対価は、定款一部変更の件Aにより設けられるA種種類株式とし、全部取得の件が承認可決された場合、日立以外の各株主様に対して取得の対価として割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数になる予定です。このように交付される1株未満の端数となるA種種類株式に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下の通りの1株未満の端数処理がなされ、最終的には各株主様に対して現金が交付されることになります。

すなわち、当社では、全部取得の件が承認可決された場合に、各株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しています。この場合の当社A種種類株式の買取金額につきましては、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式の数に2,900円(日立による本公開買付けにおける買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しています。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1)全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価及びその割当てに関する事項会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前営業日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社株主名簿に記載又は記録された各株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,028,000分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

2010年2月1日とします。

(3) その他

全部取得の件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件Aに定める定款変更及び定款一部変更の件Bに定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

上記定款一部変更等に係る議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、2009年12月25日から2010年1月25日までの間、整理銘柄に指定された後、2010年1月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ. 上記定款一部変更等の日程の概略(予定)

上記定款一部変更等の日程の概略(予定)は以下の通りです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	2009年10月28日(水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	2009年12月25日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更(上記の定款一部変更の件A)の	2009年12月25日(金)
効力発生日	
整理銘柄への指定	2009年12月25日(金)
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件B)の	2009年12月28日(月)
公告	
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日設定公告	2009年12月28日(月)
当社普通株式の売買最終日	2010年1月25日 (月)
当社普通株式の上場廃止日	2010年1月26日(火)
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日	2010年1月29日(金)
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件B)の	2010年2月1日 (月)
効力発生日	
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	2010年2月1日 (月)

※ 本臨時株主総会及び本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2009 年8月27日の取締役会決議により2009年10月26日を基準日として設定し、2009年10月9日から同基準日に 掛けて電子公告によって公告しました。

以上